

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 7 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

緊急事態宣言後の地域生活支援事業の対応について

緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応については、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和 2 年 4 月 7 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（別紙 1）が発出されたところです。

地域生活支援事業における「地域活動支援センター」や「日中一時支援」等、障害者等を通わせ、必要な支援等を提供する事業についても、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条に基づく緊急事態宣言が出された際には、当該事務連絡を参考にしつつ、ご対応いただくようお願いいたします。

また、移動支援事業の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 13 日付け当室事務連絡）（別紙 2）によりお示したところではありますが、地域の感染状況や他の障害福祉サービス等の提供体制、利用者の生活状況等も踏まえ、引き続き地域の実情に応じ、柔軟なサービス提供に努めていただくようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、管内市町村への周知をお願いいたします。